## 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況(高・地・簡裁総数)

区分		平成12年 (11月·12月)	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	総数
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた 証人の数	10	38	68	51	87	68	77	70	86	79	102	136	121	993
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた 被害者等の数	-	1	5	12	7	8	13	21	32	44	52	39	46	280
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた 証人の数	104	847	912	1,062	1,074	1,103	1,233	1,222	1,007	1,094	1,295	1,317	1,757	14,027
	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた 被害者等の数	2	9	22	26	42	34	36	60	71	105	123	125	140	795
ビデオリンク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われ た証人の数		67	122	136	217	210	234	224	202	235	261	242	288	2,438
情報 保護	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定 をした被害者等の数									2,490	3,849	3,854	3,887	4,273	18,353
意見陳述	公判期日に心情その他の意見を陳述した 被害者等の数	22	232	457	585	735	774	917	1,010	1,068	1,119	1,198	1,164	1,157	10,438
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を 提出させることとした被害者等の数	8	58	110	144	180	243	253	270	339	490	557	561	517	3,730
閲覧	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた 事例数	65	473	681	753	705	855	903	846	1,012	1,348	1,175	1,278	1,381	11,475
	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせな かった事例数	1	17	7	7	9	6	17	17	12	15	22	13	22	165
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄 写をさせた事例数									24	35	50	33	45	187
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄 写をさせなかった事例数									2	1	7	6	1	17
和解	犯罪被害者保護法第13条第1項又は第2項 による申立てに係る合意を公判調書に記載 した事例数	6	55	60	54	43	39	73	38	35	46	34	30	38	551

<sup>(</sup>注) 1 最高裁刑事局への個別報告による延べ数である。

<sup>2</sup> 概数である。

<sup>3</sup> 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての 刑事訴訟手続における和解の規定は、「犯罪被害者保護法第13条1項又は2項」から「犯罪被害者保護法19条1項又は2項」に改められた(平成25年12月1日施行)。